

マンション建替え円滑化法における最低住宅面積の緩和【省令改正】

現行

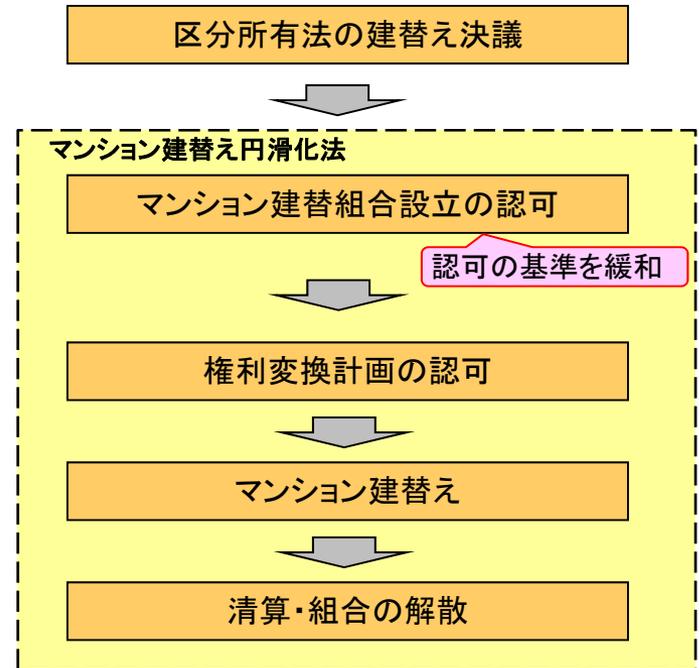
○マンション建替え円滑化法の適用の対象となるマンション建替えの要件として、建替え後のマンションの住戸面積や居室数の基準が定められており、これらを満たさないマンションへの建替えは、同法の適用対象外となっている。

【建替組合設立（又は個人施行の実施）の認可の基準】

※マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則第15条

- ・建替え後の各住戸の床面積が、50㎡以上（年齢、所得その他の特別の事情によりやむをえないと認められる住戸は30㎡以上。単身者は25㎡以上）
- ・居室数が、2以上。

（参考）マンション建替え円滑化法による建替えのながれ



最低住宅面積等の緩和

○マンション建替組合の設立の認可権者である都道府県知事等が、地域の住宅事情の実態に応じて、現行の最低住宅面積を緩和することができることとする。

○居室数要件については、撤廃する。